

制度情報—2020年11月の法令から—  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所日本部監修)

## I. 重要な法令のポイント解説

### 『著作権法』の改正に関する決定(2020)

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第62号

(公布日) 2020年11月11日

(施行日) 2021年6月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 「映画の著作物、テレビドラマの著作物及びその他の視聴覚著作物」、「映画及び映画の撮影・制作に類似する方法により創作する著作物」について、今回『著作権法』の改正により、全て統一して視聴覚著作物と称することとする。(第2条)
- (2) 放送権を合理的に拡張し、昨今問題が顕在化しているライブ配信の著作権侵害の問題に対応する。(第7条)
- (3) 共同著作物の著作権の帰属について明確に定めた。出演者の職業実演権の帰属に関する内容を追加した。(第9条、第22条)
- (4) 懲罰性賠償制度に関する内容を追加し、法定賠償上限額を500万元に引き上げ、下限額を500元とした。(第34条)

#### 2. 今後の留意点

今回の『著作権法』改正により、「盲人」を「視覚障害者」に改め、「視覚障害者に対し、その感知できる方式によりすでに発表した著作物を提供する」ことを合理的な使用の法定事由として追加し、障害者に対する配慮が顕著となっている。(全42条)

### 全国「放管服」改革の深化、ビジネス環境改善に関するテレビ・電話会議で 確定された重点任務分掌案の公布に関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2020〕43号

(公布日) 2020年11月1日

(施行日) 2020年11月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 2020年末までに、業界団体・商会の費用徴収状況についての自主調査を全面的に実施し、2021年3月末までには業界団体・商会に対する検査を実施し、費用の不正徴収問題を是正する。

## 《北京市大地律師事務所》

### (第1条)

(2) 外国人訪中就労許可制度を最適化し、人材査証を持つ外国人材について就労許可の取得申請を免除する方向で地方政府への指導を行い、副省級都市及び計画単列市の科学技術所管機関に、外国ハイレベル人材確認書の発行権限を付与する。(第1条)

(3) 強制性認証目録において、自主声明方式を適用する製品の種類を30%以上に増やす。

### (第2条)

(4) 2021年未までに「証照分離(工商機関による営業許可証と行政各機関による許認可の分離、審査・認可手続きの簡素化)」改革の全国普及を実現する。審査認可の廃止、届出への切替え又は告知誓約制を実行する事項が100項以上に達し、自由貿易試験区においてはこれが150項に達することを旨とする。(第2条)

(5) 企業の登記抹消の手続き利便性を向上し、税務、社会保険、金融、市場監督管理等における共通処理を強化し、簡易抹消の適用範囲を拡大する。2021年6月末までに『企業登記抹消指針』を修正・改善し、税務登記抹消等のプロセスを最適化し、簡易抹消の試験運用地域の範囲をさらに拡大する。(第2条)

(6) 営業許可証を取り消されたままの状態でも長期にわたり登記を抹消していない企業に対する強制抹消の試験運用を模索し、強制抹消の適用事由、具体的条件及び手続方法を明確にする。(第2条)

(7) 監督管理法執行の規範性と透明性を高め、「双随机、一公開(検査対象と検査員の無作為抽出及び結果の公開)」監督管理、信用監督管理、「インターネット+監督管理」、複数機関による共同監督管理等の有効な手法を改良し、人為的操作の介入する余地を少なくする。(第3章)

(8) 『外商投資法』及びその関連法規を厳格に執行し、『外商投資法』に適合しない行政法規、部門規則、規範性文書等を整理し、外資参入ネガティブリストの実行を徹底し、リスト以外の制限をなくす。2020年版の『外商投資奨励産業目録』を改訂・公布し、外資による投資の範囲をさらに拡大する。「外商投資指針」を制定・公布し、外国投資者の対中投資の利便性を向上する。

### (第3条)

(9) コンプライアンス企業及び低リスク商品に対する検査頻度の引き下げを推進する。輸出税還付業務のスピード化を図り、正常時の輸出税還付手続きの所要時間を8業務日以下に短縮し、2021年には輸出書類届出のペーパーレス化を全面普及する。(第4条)

## 2. 今後の留意点

当該通知により、今後政府と企業間の常態的意思疎通メカニズムが構築・整備されることとなり、企業からの依頼に対する即時対応が目指されている。今年11月末まで、『ビジネス環境改善条例』実施状況についての初回評価が第三者機関への委託により実施された中で、目的に適合した改善措置が提起された。また「中国政府網」サイトでは「ビジネス環境改善進行中」というポータルを設けてビジネス環境改善改革の関連状況が紹介、報告されているので、企業には十分注目することを勧める。(全5条)

## 知的財産権にかかる民事訴訟の証拠に関する若干の規定

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2020〕12号

(公布日) 2020年11月16日

(施行日) 2020年11月18日

### 1. 主なポイント

- (1) 証拠保全の申立人と被申立人の利益バランスを図るため、証拠保全は証拠を有効に確保するものに限ることとし、保全目的物の価値に対する損害、証拠保有者の正常な生産経営への影響をなるべく減らすことを規定した。(第12条)
- (2) 裁判所が鑑定を委託する事項は「事実の証明を必要とする専門的な問題」に限定し、特許侵害に相当する権利侵害を構成するか、著作権侵害の民事案件における認定が実質的類似に該当するかといった法律適用に関する問題は、鑑定委託事項に属さないことを規定した。(第19条)
- (3) 裁判所には裁定書等の法的文書により相手方当事者にその掌握している証拠の提出を命じる権利があることを、より明確に規定した。(第24条)
- (4) 証拠が営業秘密やその他秘密を保持する必要がある商業上の情報に関わる場合、裁判所は、関連する訴訟の参加者が当該証拠に接触する前に、秘密保持協議の締結、秘密保持誓約を要求するか、裁定書等の法的文書により秘密保持義務を負うよう命じなければならない。(第26条)

### 2. 今後の留意点

本規定の公布・実施は、知的財産権をめぐる民事訴訟における「挙証難」の解消、権利の維持コストの低減、知的財産権保護の効率、市場化、法治化、国際化されたビジネス環境作りの推進に、重要な作用を果たすものとなる。(全33条)

## 加工貿易の禁止類商品目録の調整に関する公告

(発令元) 商務部、税関総署

(法令番号) 2020年第54号

(公布日) 2020年11月5日

(施行日) 2020年12月1日

### 1. 主なポイント

『商務部 税関総署 2014年第90号公告』における加工貿易の禁止類商品目録のうち、国の産業政策に適合し、高エネルギー消費、高汚染をもたらすことのない製品及び技術水準の比較的高い製品を除外することにより、10桁の商品コードを合計199本削除した。また、一部商品について禁止の方式を調整した。

### 2. 今後の留意点

調整された加工貿易の禁止類商品目録は、依然『商務部 税関総署 2014年第90号公告』の関連規定として執行される。(全3条)

『行政不服審査法（改定）（意見聴取稿）』へのパブリックコメントに関する通知

（発令元）司法部

（公布日）2020年11月24日

1. 主なポイント

- (1) 関心のある企業・組織は2020年12月23日まで、司法部ウェブサイトから「中国政府法政情報網」にアクセスするか、信書、電子メールにより『行政不服審査法（改定）（意見聴取稿）』に対する意見や提案を提出することができる。
- (2) 意見聴取稿は、「総則」、「行政不服審査の申立て」、「行政不服審査の受理」、「行政不服審査決定」、「法的責任」、「附則」の全7章102条からなる。
- (3) 「具体的行政行為」という法理概念を「行政行為」に修正し、行政不服審査の範囲を拡大し、行政裁決、行政賠償、政府情報公開行為等を明確に行政不服審査の範囲に含めた。
- (4) 行政不服審査の申立て期限を60日から6ヶ月に延長した。軽微な行政罰及び政府情報公開行為については、行政不服審査の前段階の範囲に属するものと位置付けた。
- (5) 地方政府機関の不服審査の職責を取り消し、統一的に県級以上の地方人民政府により行使するものとした。
- (6) 簡易手続きを適用する案件は30日以内に審理終了するものとし、一般手続きを適用する案件については審理期限を延長しないことを規定した。

2. 今後の留意点

『行政不服審査法』が1999年の制定以来20年以上実施されてきた中で、全国各級の行政不服審査機関で受理した案件数は247.8万件あり、そのうち204.9万件が審理を終了し、29.6万件について違法又は不当行政行為を是正し、救済率は14.4%に達している。今後「民間が政府を告発する」案件はますます増え、透明性も向上することが期待される。

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

郝氏は、2004年9月A社に入社した際、2004年9月から2013年12月までの期間について、社会保険料の納付基数を会社との双方協議により確定し、郝氏本人が署名確認していた。その後A社は2014年より、郝氏の実際の賃金に基づいて申告し、社会保険料を納付するようになった。2017年1月になり、郝氏は所在市の社会保険事業局に対し2004年9月から2013年12月までの社会保険料納付基数に問題があることを通報し、社会保険事業局より「社会保険監査意見書」が発行され、企業に対し保険料の追納が要求された。

### 2. 紛争の焦点

社会保険事業局より発行された「社会保険監査意見書」はどのような性質のものか。社会保険監査の行為は時効の制限を受けるか。

### 3. 弁護士の分析

(1) 社会保険取扱機関の監査行為は独立の行為ではなく、労働行政機関による労働保障監察行為の一環である。

『社会保険料徴収暫定施行規定』第20条の規定により、社会保険取扱機関は労働保障行政機関の委託を受けて社会保険料の徴収に関する検査、調査を行うことができるとされている。また同規定第11条第1項では、納付基数の不正申告をした調査対象に対し、是正を命じる権限を社会保険取扱機関に付与しているが、当該条項により、是正を拒否する調査対象について、社会保険取扱機関は相応の処罰について労働保障行政機関に指示を仰ぐことしかできないことも規定されている。このことから、社会保険取扱機関による社会保険監査行為は独立の行政行為というわけではなく、実質的には労働保障行政機関が後に行政罰を科す等の行政行為のために行う事前調査プロセスであることから、社会保険監査行為は、実質的には労働保障監察行為の一部にあたるものとなる。

社会保険監査行為について明確な時効規定は設けられていないが、労働行政機関の労働保障監察行為には『労働保障監察条例』に定められた2年間の時効制限を受けることにより、社会保険取扱機関の監査行為についても当然、相応に時効制限を受けるべきと考えられる。

具体的にこのケースでは、郝氏について2014年より社会保険料が全額で納付されており、保険料過少納付の違法行為は2013年12月で終了している。郝氏が2013年12月までの社会保険納付基数について通報したのは2017年1月になってからのことであり、すでに法定の時効期間の2年を超過している。

(2) 現行の法律規定により、使用者の社会保険料納付が過少となっている問題について、労働者は社会保険事業局監査処を通じて通報するか、労働保障監察機関に通報することもできる。社会保険監察行為については2年の時効制限を受け、社会保険監査行為については時効制限を受けないとするれば、同一の問題について機関により処理結果が異なる事態となる。

(3) 法定の時効期間中に権利を主張することは労働者の法定義務である。

中国の『民法通則』、『労働紛争調停仲裁法』等複数の法律において、労働者が権利を主張できる期間の時効問題について規定があることから、権利を侵害された一方が法定の時効期間内

に権利を主張するということも、一つの基本原則とされている。本件において、2004年9月から2013年12月までの期間における社会保険納付基数については郝氏が署名確認していたもので、社会保険料を全額で納付していないことは明確に認識していたにもかかわらず、当時社会保険取扱機関、労働保障監察機関のいずれに対しても通報しておらず、社会保険の過少納付行為が終了した後の3年を超える期間内にも関係機関への権利主張をしなかったため、その行為は『労働保障監察条例』所定の時効をとうに徒過している。

#### 4. 司法判断

本件について、行政不服審査、行政訴訟の一審、二審の全てにおいて監査意見書の処理結果が維持された。その理由は『労働保障監察条例』は労働監察の取締り行為にのみ適用され、社会保険事業局より発行された監査意見書は、使用者の社会保険料納付状況に対して監査を行う行為であり、『労働保障監察条例』に規定する労働監察行為には該当せず、そのため『労働保障監察条例』中の時効制限は受けないというものであった。

#### 5. 留意点

社会保険料の納付基数が実際の賃金と合致しないことは、企業にごく一般的に存在している問題であり、近年発生した紛争案件も多数ある。弁護士は上記のように分析したが、裁判の実践の現状にみる通り、社会保険監査の問題について、ほとんどの地域の司法機関ではやはり、時効を根拠とした抗弁を支持しない傾向がある（理解と適用は各地により異なる）。社会保険は公益に関わることであり、直接適用する法律規定が明確でない状況において、時効の規定を運用して社会保険分野の既存の問題を解決するには一定の難度があり、実際の賃金水準に基づき全額で社会保険料を納付していない使用者が追及を受ける法的リスクは依然として存在する。このため、企業経営においてはコンプライアンスを遵守し、根拠のない幸運を期待することは避けるべきである。